

第279回青森県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 平成25年3月14日(木) 13時00分から13時40分まで
- 2 場 所 県庁議会棟6階 第1委員会室
- 3 出席委員 昆正博、田澤昭吾、古舘きよ、花田隆則、鷹山ひばり、張山田鶴子、大森幸子、大島光子、下山美智子
- 4 欠席委員 木浪賢治委員
- 5 事務局 白坂総務学事課長以下4名
- 6 議事録署名委員 田澤委員、花田委員

7 案 件

(1) 諮問・答申事項

- ・私立高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可
第1号 青森山田高等学校広域通信制に係る学則変更認可
- ・私立専修学校廃止認可
第2号 汐原服装学院廃止認可

8 会議の公開状況

全部公開

9 傍聴者 1名

10 議事概要

<開会>

事務局:ただいまから、第279回青森県私立学校審議会を開会いたします。昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長:それでは、会議に入ります。まず、事務局に委員の出欠を確認します。

事務局: 本日は、9名が出席しています。

議長: 委員の出席が過半数ですので、本日の会議は成立しております。

次に、会議録署名委員を指名します。田澤委員と花田委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

<会議の公開>

議長: 審議会は原則として公開することとしておりますが、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、御承知お祈りいたします。

では、傍聴者の方々への会議資料の配付の可否について、この場で決定したいと思います。

委員の皆様には、本日の案件資料を配付しておりますが、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと考えられますので、全ての資料を傍聴者の方々に配付したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

各委員: (異議なし)

議長: それでは、傍聴者の方々に資料を配付することとします。事務局から資料の配付をお願いします。

<諮問>

議長: では、次第2の「諮問・答申事項」に入ります。

議長: 既に諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議して参ります。

諮問事項は2件ありますが、まず、諮問第1号「青森山田高等学校広域通信制に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局: (説明 P 1～2 に基づき説明)

議長: ただいま事務局から説明がありました。これについて御質問等はございませんか。

大島委員: 施設・設備を提供する府内高等学校というのは、通信制のみの課程ですか。通信制のみの学校で、さらに、青森山田高校の通信制の生徒も受け入れるということですか。

事務局:そのとおりです。

議長:協力校の場合には、面接などもやってもらうことにはなりますが、それができない場合は、府内高校のように施設や設備だけを借りて、青森山田高校の教員が指導をするということです。

ところで、在籍している一部の生徒さんの中に、居住地が学則に記載されていない生徒さんがいたということですが、その生徒さんは居住地でないところの協力校に行っていて、学習は不都合なく行われていたということでしょうか。

事務局:そのとおりです。東京校などで教育を受けています。

議長:今回変更するのは、学則上はその生徒さんの居住地のところで規定しておかなければ整合が取れないので、居住地に合わせて学則を変更するということです。實際上、生徒さんの教育は特に不都合なく行われてきているということのようです。

鷹山委員:前回の審議会で話題になりましたが、株式会社が設置している広域通信制の高校で懸念される教育が行われているということですが、青森山田高校が決してそうだということではなく、今後通信教育を行っていく上で、くれぐれも責任を持った教育をしてほしいということは私たち委員としても、一言添えたいと思います。今回の件については、何も異議はありませんが、私たちにとっても県内の私立学校に対してきちんとした線を持ってほしいと思います。

議長:機会がありましたら、審議会では、いい教育を提供するようお願いしたいという意見があったということ、県の方からもお伝え願います。一部の株式会社立の高校などでは、全く高校教育の内容を伴わないような形で教育をやり、単位だけを出してしまうということが問題になっているようです。ただ、そういった問題を抱える県でも、教育の内容にまで立ち入って、こういうふうに教育をしなさいというところまでは、なかなか指導できる範囲にないというジレンマを抱えているようです。

できれば青森県ではそういう問題が将来も起こらないように教育というのはある程度のレベルをきちんと保った形で展開していただきたいというのが意見です。

大島委員:最初、学則にない区域から生徒を入学させていたわけですから、既成事実になっているということですね。それを是正するというのは大変よろしいかと思いますが。

議長:厳密に考えると、後先の問題はあって、例えば希望する生徒さんがいて、居住地が学則にないから、学則を変更して入学させるというのが、通常の手続なんだろうが、それが間に合わ

ないなどの場合は、まずは入学させてから学則を変更するといった後追いの対応の場合もあるかとは思いますが。ただ、今回の件は、何年か後になってから、うっかり学則変更を忘れていたというようにも受け取れるわけで、その辺のところは事務手続的にも間違いのないようお願いしたいということは県からも伝えていただきたいと思います。

事務局: その点については、学校にも伝えており、今後も適正にやるようにしていきたいと思えます。

議長: やはり責任を持って教育をするというのであれば、きちんと学則に載せていかないといけない。そういうことを踏まえた上で、諮問第1号については、認可することが適当であると答申してよろしいでしょうか。

委員: (異議なし)

議長: それでは、諮問第1号については、認可が適当であると答申するものとします。

議長: 次に、諮問第2号「汐原服装学院廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局: (資料P3に基づき説明)

議長: 諮問第2号について、御意見・御質問等はありませんか。

大島委員: 現実には何人くらい在籍しているのでしょうか。

事務局: 平成24年5月1日現在では12名在籍しています。教職員は3名です。

大島委員: (廃止後に) 提供する教室というのは、カルチャー教室のような感じですか。

事務局: 和裁教室といったような形でやっていきたいということです。

議長: 他に質問はないようですので、諮問第2号についても、認可することが適当であると答申してよろしいでしょうか。

委員: (異議なし)

議長：では、諮問第2号についても、認可が適当であると答申するものとします。

本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただいま、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

この文案で答申するというので、御異議ございませんか。

委員：(異議なし)

議長：異議がないようですので、この文案で答申することにいたします。

最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

事務局：議案があった場合は7月頃を予定しています。

議長：それでは、本日の案件は全て終了しましたので、事務局の方にお返しします。

事務局：どうもありがとうございました。これをもちまして第279回青森県私立学校審議会を閉会します。